

都留市公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、都留市公立大学法人評価委員会条例（平成19年都留市条例第20号。以下「条例」という。）に規定する都留市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条 委員会の会議の招集は、会議の日の7日前までに、資料を添えて日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 都留市情報公開条例（平成12年都留市条例第38号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事要旨等の公表）

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、第3条ただし書の規定により会議を公開しないこととされた案件に係るものについては、委員長が委員会に諮って当該議事要旨及び会議で使用した資料を公表しないことができる。

（臨時委員の配置）

第6条 委員長は、条例第2条第3項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、市長にその旨を申し出ることとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、委員会の決定の日（平成 年 月 日）から施行する。

※参考

○市情報公開条例第8条

- 第1号 個人情報
- 第2号 法人等に関する情報（権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるもの等）
- 第3号 公共の安全等に関する情報（公共の安全秩序の維持に支障が生ずるもの等）
- 第4号 審議・協議等に関する情報（事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるもの等）
- 第5号 事務又は事業に関する情報（正当な事実の把握を困難にする恐れのあるもの等）
- 第6号 法令 ㊟情報

(参 考)

都留市公立大学法人評価委員会条例

(平成 19 年 9 月 28 日条例第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方独立行政法人評価委員会として設置する都留市公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会に関する庶務は、総務部政策形成課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。